

## 平成28年度からの主な変更点

■ 助成メニューを4類型(雇用型訓練コース、重点訓練コース、一般型訓練コース、制度導入コース)に整理統合。(以下図、参照)

《キャリア形成促進助成金》

政策課題対応型訓練
若年人材育成コース
成長分野等人材育成コース
グローバル人材育成コース
熟練技能育成・承継コース
中長期的キャリア形成コース
育休中・復職後等能力アップコース
認定実習併用職業訓練コース
自発的職業開発コース
ものづくり人材育成訓練
一般型訓練
団体等実施型訓練

《企業内人材育成推進助成金》

個別企業助成コース
教育訓練・職業能力評価制度
キャリアコンサルティング制度
技能検定合格報奨金制度
事業主団体助成コース

《キャリア形成促進助成金》

重点訓練コース
若年人材育成訓練
成長分野等・グローバル人材育成訓練
熟練技能育成・承継訓練
中長期的キャリア形成訓練
育休中・復職後等人材育成訓練
雇用型訓練コース
特定分野認定実習併用職業訓練(新規)
認定実習併用職業訓練
中高年齢者雇用型訓練(新規)
一般型訓練コース
一般企業型訓練
一般団体型訓練
制度導入コース
教育訓練・職業能力評価制度
セルフ・キャリアドック制度(拡充)
技能検定合格報奨金制度
教育訓練休暇等制度(拡充)
社内検定制度(新規)
事業主団体助成(拡充)

- 27年度までの「自発的職業能力開発訓練」は廃止。
- 企業内人材育成推進助成金を平成27年度限りで廃止。28年度からは、キャリア形成促進助成金に創設された「制度導入コース」として実施。
- 一定の要件を満たしたセルフ・キャリアドック制度導入企業及び若者雇用促進法に基づく認定事業主について、雇用型訓練コース及び重点訓練コースにおいて経費助成率を引き上げる。(1/2→2/3、1/3→1/2)
- 一般企業型訓練において、セルフ・キャリアドックの実施を要件化。
- 育休中・復職後等人材育成訓練に係る助成対象時間の要件を「20時間以上」から「10時間以上」に緩和する。
- 東日本大震災に伴う特例措置について、平成29年3月31日まで延長する。
- 認定実習併用職業訓練について、助成対象・助成額を以下のとおり拡充。中小企業以外も支給対象とする。

<27年度>

	経費助成	賃金助成	OJT実施助成
認定実習併用職業訓練 (政策課題対応型訓練)	1/2	800円	600円

<28年度>

	経費助成	賃金助成	( )内は大企業 OJT実施助成
認定実習併用職業訓練 (雇用型訓練コース)	1/2(1/3)	800(400)円	700(400)円

※大学等と連携した認定実習併用職業訓練については、既に雇用している正社員も対象とする。